

議案外質問(9月16日) さいとう愛子議員

介護保険制度改悪に対する負担軽減を 独自の対策を名古屋市でも

さいとう愛子議員は9月16日の本会議で、改悪された介護保険制度の問題点を指摘し、名古屋市独自の対策を求め質問しました。

障がい者控除の申請制度活用を

制度改悪により、一定以上所得のある65歳以上の方はサービス利用料が1割から2割へと2倍の負担になります。名古屋市では、要介護・要支援の認定を受けている方103,247人のうち、12.8%



が2割負担の対象になりました。

さいとう議員は「国の制度とはいえ、何とか負担を軽くすることはできないか」と問題提起し、「障がい者控除」の対象者として申請することを勧められないか、と質問。2割負担になった方々は課税世帯であり、要介護状態にあることから、所得税法の措置を使い、要介護認定者を市長村長が「身体障がい者等に準ずる」と認めれば控除の対象になります。実際に愛知県内の市町村でも、多くの自治体が活用している制度です(下の円グラフ参照)。

自動的に認定書の送付を

さいとう議員は「2割負担になった方全員と、介護度の高い4・5の方には、自動的に障がい者控除認定書を送付することはできないか」と質問。健康福祉局長は、障がい者控除と要介護認定の判定基準が異なる、と難色を示しました。さいとう議員は所得税法の施行令10条を引用し、「精神または身体に障害のある65歳以上」で「市町村長等の認定を受けているもの」は、市町村の判断で障がい者控除の認定ができるのでは、

と再質問。「認定書」の送付ができないなら、せめて「申請書」を送り、認定申請できることを知らせるべき、と再度求めました。

特養入所判断は地域ケア会議で

今年4月から、特別養護老人ホーム(特養)の入所対象から原則要介護度1・2を外す問題について、さいとう議員は、入所できる特例を国が示していることを紹介。要介護度1・2の方でも、重度の認知症であったり、家族関係などで特列入所の対象となるのですが、名古屋市ではその判断を各特養が行うとしています。

特列入所を希望しても断られた事例も示し、「各施設が判断するのではなく、本人の状態や介護状況、サービスの利用状況などを把握しているケアマネージャーや、いきいき支援センター等も含めた地域ケア会議などで判定する仕組みに」と質問しました。健康福祉局長は、国の基準に加えて市独自で規定も設け、優先入所指針に基づき公平に運用している、との答弁にとどまりました。各施設が入所を決定するのは、国の通知に従っている、との見解も述べられましたが、さいとう議員は厚労省に問い合わせた結果、地域ケア会議などづくり決定する仕組みは否定されなかったことを示し、特列入所希望者の立場にたった見直しを求めました。

制度改悪の実態と影響の調査を

今回の制度改悪によって、新たな利用者負担、サービス利用の制限などが引き起こされています。実態や影響に基づいた対策をとるため、利用者やケアマネージャー、事業者に対しアンケート調査を実施すべきだと、さいとう議員は求めました。

健康福祉局長は、今回の制度改定は利用者負担の変更を含めたいへん大きな改定だった、と影響の大きさを認め、これまで公報や問い合わせ対応に努めてきたことを紹介し、他都市とも情報交換し改善が必要な場合は適切に対応していきたいと答えました。

最後にさいとう議員は、介護保険制度は根本的には国の問題であるが、名古屋市としてできる改善を引き続き求めていくことを表明して発言を終えました。

要介護認定者に障害者控除の認定書・申請書を自動的に送付している自治体(愛知県内)
「2014年愛知自治体キャラバンまとめ」より

